

# 天河大辨財天社 永代太々御神楽講 入講のおすすぬ

生命を育む氣の里、天河へ熱い心を寄せて下さっている崇敬者の皆様、平素は天河大辨財天社へ多大のご帰依を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、希望に満ちた二十一世紀を迎えた今日、我々の祖先が辨財天草創以来、一千三百年に亘って各々の宗派を超越し、徹しい修練を積み重ね、真の平和の先達として大自然と人類の融和を追求するため、天河社が伝える「生命の神髓」を改めて知らねばならぬ時機が到来しました。

天河社が伝える生命の神髓とは、天地心三魂に関わる神靈五十鈴が持つ靈力を指し、琵琶山に類づき瞑想して洗礼を受ければ、誰もがおのずから感氣して、天と地と自分の間に絶妙のバランスが確立され不思議なパワーが授かると信じられています。

まさに時宜を得たこの時に、多くの崇敬者各位のたつてのご希望により永代太々神楽講を復興することになりました。

天河太々神楽の期限は古く「古水鑑」に神楽の事は神代天ノ警戸の前で天宇受売命が舞ったワザオギを初めとするところあり、天河社のシンボル五十鈴との間に深いつながりを感じます。

現存する天河社記に太々神楽の事が見え、次のような標記があります。

聖護院・三宝院両御門跡御行所

大峯第一本朝無双天川弁才天

## 永代太々御神楽 並 音楽講

世話人柿坂宮内丞

これは紀元1631年（寛永8辛未年）8月17日聖護院（28代）門跡二品道晃法親王が本山派法頭と門跡就任報告のため入峯、参籠を記念して創設された天河社護持太々神楽講覽書の表紙です。

当日の神事次第に

一同入場 法親王着座 神楽舞 美福舞（ヒミコ八番） 羅牟陀舞 御白砂にて御湯（湯立て）

ご開帳 宝物御覽

とあり一同入場から宝物拝観まで一連の神事は、その間の振る舞いを通じて参列者と神様が一体になり、そのこと自体が太々神楽なのです。

天河社古記に

「神楽は神代、天宇受売命が舞ったワザオギを始め演舞、弓舞、神面など神代の古楽の趣を伝へ神事の庭に奏しける、これを太々神楽と称するは奉納の舞の意味においてなり」

とあり、この日神前で奏せられた各舞楽は、ことごとく恵みの波動となって琵琶山に類づく人々のうえに降り注ぐ慈雨であると説かれます。

このように天河太々神楽には、草創の昔より崇敬者各自が禍災を転じて福慶を得、大難を変じて小難となし、精神を安定して健康を保持し、事業を恢弘して社会の向上に寄与すると言う、辨財天本来の所願が籠められているのです。

平成二年四月十四日大神殿御建立を記念して、大宇宙に門出する慈航神事が齎行されたのを期に崇敬者の方々から、天河社の永代護持を目的に昔の太々神楽講を復興しようという熱意が盛り上がり、かくも有り難い呼び掛けを戴きました。

おかげを以て本講の設立を呼び掛けて下さった方々はもとより趣旨に賛同下さる崇敬者の皆様の入講が続いておりますが、今後とも講員の増加に努め名実共に整った講社に致したく存じます。

ついては甚だご迷惑とはお察しいたしますが、何卒同封規約ご高覧のうえ本講の趣旨にご賛同下さいましてご入講下さいますようお願い申し上げます。

天河大辨財天社社務所

# 天河大辨財天社太々神楽講規約

## 総 則

- 第一条 本講は天河大辨財天社護持講と称し、天河大辨財天社直轄の講社とする。
- 第二条 本講は神社氏子崇敬者によつて構成する。
- 第三条 本講は天河大辨財天のご神徳を敬仰し社頭の護持振興を図ると共にその恩頼加護のもと、講員各自が過災を転じて福慶を得、大難を変じて小難と為し精神を安定して健康を保持し、事業を恢弘して社会の向上に寄与することを目的とする。

## 講 員

- 第四条 本講に入講せんとするものは、住所、氏名、生年月日、電話番号、その他を入講申込用紙に記入し所定の講費を添えて社務所に申し込むものとする。
- 第五条 講員の種別は左の通りとする。
  - 正講員 個人 年講費金一万円を納めるもの。
  - 有功講員 個人法人又は団体 年講費金五万円を納めるもの。
  - 名誉講員 個人法人又は団体 年講費金十万円を納めるもの。
  - 直講員 個人 本人指定の銀行預金口座より毎月金千円以上納めるもの。
- 第六条 本講は前条の目的に賛同して、所定の講費を納入した人を講員とする。但し、先の天河大辨財天社崇敬会は本講に移行し、入会された崇敬会員は所定の手続きの上講員とする。
- 第七条 本講への申込又は翌年からの継続手続きにおける講費の納入は、所定の申込用紙に記入の上社頭又は郵便書留、郵便振替、銀行預金口座振替（直講員のみ）にて行う。

## 講員の特典

### 第八条

- 一、入講者には講員台帳に登録し、神殿にて奉告の後講員証を発行する。
- 二、日毎の日供祭並びに、春（旧三月三日）、秋（旧十月十日）の講社大祭には講員の健康、家内安全、事業恢弘、諸災消滅の祈願を齎行する。
- 三、春、秋の講社大祭、例大祭を始め主要祭典の案内を送付する。
- 四、年末には新年を迎えるにあたり、講員祈禱神札、辨財天曆等を送付する。
- 五、おんだ祭には講員の希望により早乙女奉仕ができる。（但し女性講員のみ）
- 六、社務所に申し出、所定の手続きを経れば昇殿参拝ができる。
- 七、年一回〜二回講社だよりを発行し、講員に配布する。
- 八、研修会、講習会、芸能奉納等を催す場合、参集殿並びに能舞台の使用に便宜を図る。
- 九、有功、名誉講員には、法人、団体五十名以上であればその講中の意志を以て自由に日時を定め、参拝し太々神楽祈禱を申し出ることができる。
- 十、有功、名誉講員には、希望により宝物が拝観できる。

本規約は平成五年一月一日より施行する。

平成八年四月二十日一部改正、施行する。

# 天河大辨財天社護持太々神楽講申込書

正講員 有功講員 名誉講員 (〇印をお付け下さい。)

護持講費金 円也

天河大辨財天社護持太々神楽講の趣旨に賛同し入講を申し込みます。

令和 年 月 日

郵便番号

住所

ふりがな

氏名

生年月日 明治 昭和 平成 年 月 日生

電話番号 ( ) ー

天河大辨財天社護持太々神楽講社本部 御中

※御参拝または郵便(書留)の場合は、右申込書にご記入のうえ講費を添えてお申し込み下さい。

※郵便振替用紙の場合は、同封の振替用紙中の申込書にご記入のうえ講費を添えて郵便局にてお申し込み下さい。

郵便番号六三八一〇三三二  
奈良県吉野郡天川村坪内一〇七

天河大辨財天社護持太々神楽講社本部

電話 (〇七四七) 六三一〇三三四

六三一〇五五八

ファクシミリ 六三一〇八四八

郵便振替〇〇九五〇一三一七二七八一